

# 所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会

【日時】令和8年2月4日(水)15:00~17:30

【開催場所】TKP 新橋カンファレンスセンター

【出席者】(敬称略)

## <委員長>

植木達人 信州大学 名誉教授

## <委員>

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

河合 智 郡上森林マネジメント協議会 事務局長

村野章人 群馬県 環境森林部森林局 林政課 政策企画係

## <林野庁>

城 風人 森林利用課 森林集積推進室 室長

一重喬一郎 森林利用課 森林集積推進室 課長補佐 (Web参加)

辻本典顯 森林利用課 森林集積推進室 推進官

中野洋志 森林利用課 森林集積推進室 法令係長

池田 正 森林利用課 森林集積推進室 企画係長

大村 侑 森林利用課 森林集積推進室 企画係長

## <事務局>

株式会社四門 宮寺、織田、古屋、古谷、山本

## 目次

|                      |   |
|----------------------|---|
| 【開催挨拶】 .....         | 2 |
| 【1. ガイドラインの改訂】 ..... | 4 |

## 【開催挨拶】

- 事務局 本日ご出席の皆様にご案内をいたします。まもなく委員会の開始時刻ですが、その前に、配布資料の確認をさせていただきます。皆様の机上には、議事次第と資料（所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドラインの改訂案）並びに概要版を配布しています。足りない資料などがございましたら、事務局までお知らせくださいますよう、お願いいたします。
- 事務局 それではただいまから、「所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会」を開催いたします。私は、司会を務めます株式会社四門の織田と申します。どうぞよろしくようお願いいたします。始めに、林野庁森林利用課の城室長、ご挨拶をお願いいたします。
- 城室長 皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、森林利用課の城と申します。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。この所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会、今年度3回目ということになります。毎回、非常に幅広いお立場から、専門的な内容まで色々ご意見をいただいております。改めてそのことにも感謝申し上げます。今日は資料をお配りしておりますけれど、所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドラインの改定について、ご議論いただければと思っております。まさに、現場でたくさんの所有者不明森林や、それ以外にも権利がよく分からない森林があって、それに対応を迫られている市町村の方々にとって拠り所にならないといけない資料になりますので、どうか分かりやすく、そして役に立つガイドラインとなるように、今日は様々なご意見をいただきたいと思っております。ぜひ、活発なご議論をよろしくようお願いいたします。それでは2時間半よろしくようお願いいたします。
- 事務局 城室長ありがとうございました。次に植木委員長からも一言頂戴できればと存じます。よろしくようお願いいたします。
- 植木委員長 皆様、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日はガイドラインの改定案を議論いたしますが、一覧表にあるように、特に間伐等経営管理権が主な議論になります。それに付随した修正、追加といった議論も行うことになりますのでどうか忌憚のない御意見等をどしどし出してもらって良い内容になるようよろしくお願いいたします。
- 事務局 植木委員長ありがとうございました。それでは、お手元の資料に沿って進めてまいります。本日の議題は、所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイド

ラインの改訂となっております。まず、資料を使って、所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドラインの改訂の概要をご説明いたします。説明は森林利用課の大村係長が担当いたします。よろしくお願いいたします。

## 【1.ガイドラインの改訂】

大村係長

林野庁森林利用課の大村でございます。ここからはガイドラインの改定案の内容についてご説明させていただきます。よろしくお願いたします。お手元のガイドラインの改訂案を一緒に見ていただきながら進めたいと思います。まずは主要な改定部分につきましては、皆様のお手元にもう一枚、概要をまとめたものがございます。そちらの内容を順に改訂案と共に見ていきたいと思ひます。まず、概要について改訂案のページをめくりながらご説明をさせていただきます。その後、個々にこちらの改定案の概要で二重丸にしているところで止めて、皆さんからご意見いただきつつ進めていきたいと思ひます。その際に事前に委員の皆様からご質問をいただいておりますので、そこにも併せて触れつつご意見をいただきながら進めていければと思ひます。まずは、ガイドラインのページをおめくりいただきまして1ページ目、(3)の森林経営管理法の改正というところがございまして、元々は(2)で森林経営管理制度の概要、そして次のページでの取組状況が記載されていたところになりますが、間に森林経営管理法の改正について、新たに一つ項目を加えております。改正の内容は様々ございますが、Ⅰ、Ⅱといたしまして、公告期間の短縮と間伐等経営管理権を主に書いております。続きまして、2ページ目になります。本ガイドラインの目的の一番下の部分になりますが、ここに他法令の仕組みについても併せてまとめているという趣旨の内容を追記しております。続いて9ページ、図の右上のところ黄色の囲いがありますが、「占有者等の」という記載に変更しております。ここが元々「市町村の保有」情報で住所がわかるようになっていたのですが、記載の適正化ということで修正しております。この内容については、見開きで14ページ15ページに登記簿以外の情報を4類型の方から聞き取るというところがありますが、今まで市町村が保有する情報ということで15ページの第8条の④の部分のみを書いていたのですが、4類型全員の探索が必要であるということから「占有者等の」という表記に変えております。続いて10ページ、11ページ、探索に関する基本用語をまとめているページになりますが、4つほど新たに追記しております。「登記簿」「持分割合」「相続放棄」「代襲相続」です。特に持分割合につきましては、間伐等経営管理権と関係が深い概念になりますので、重要だろうということで追記しております。続いて13ページ一番上ですが、登記簿の地方自治体における登記情報連携というものが始まっておりまして、導入されている自治体については登記簿を自治体の端末で確認ができるということでございますので、その旨を追記しております。続きまして20ページ、戸籍謄本等による情報収集の一番下の部分に赤字で書いておりますが、令和6年4月から戸籍謄本等の広域交付が可能になった旨を追記しております。続いて29ページ、こちらの⑤民法の変遷に関する記載と、⑥持分割合と森林経営管理制度の関わりについて書いております。いずれも間伐等経営管理権で持分の概

念が重要となりますので関連する部分ということで追記しております。続いて31ページ、こちらは元々供託に関する記述がされていた部分になります。所有者不明森林の特例を使う場合の供託については、30ページの②に元々記載がありましたが、それ以外の共有者不明森林、確知所有者不同意森林、間伐等経営管理権をそれぞれ活用する場合の供託について31ページの③④⑤という形で追記しております。続いて32ページからになりますが、先ほど植木委員長に触れていただきましたが、改正法による間伐等経営管理権が追加されておりますので、それについて32ページから37ページにわたって追記しております。続いて38ページ、具体の活用場面における検討ということでQ&A形式で質問に答える形式になっておりますが、ここの4ポツ目、裁定を行う際の「現に経営管理が行われていない」という基準がございますので、ここについて予め調整しておくことが望ましいという旨を追記しております。続いて〔Q3〕のところで、道路沿いの立木が道路にかかっているので伐採したいというQ&Aを追加しております。こちらは今年度の第1回の検討委員会でご議論いただきました富里市のケーススタディをQ&Aに落とし込んだ形となっております。続いて42ページの〔Q10〕間伐等経営管理権によって、病虫害対策を実施したいということで、松枯れなどの伐採を間伐等経営管理権でどの程度できるかについて触れているQ&Aを新作しているところです。続いて45ページ、〔Q17〕所有者不明森林の境界が不明な場合に集積計画の作成は可能かというQ&Aを作っております。また、その下に〔Q18〕として外縁は明確だが内部の境界が不明な森林で収益事業、搬出間伐などが実施可能かという問いを新たに作っております。こちらは大野市のケーススタディを参考としたQ&Aになっております。続いて〔Q19〕供託した後不明森林所有者が現れた場合に、どのような対応が必要かというQ&Aを新たに作っております。趣旨といたしましては、供託は金銭を支払う債務者としては非常に楽な手続であって、どんどん活用してほしいということがございますので、そういった意図で作成したQ&Aになっております。続いて〔Q21〕持分割合によって権利設定する手続が変わるのか。という元々似た問いがございましたので、間伐等経営管理権と絡めまして問いを作っております。続いて〔Q24〕の表題部所有者不明森林の扱いということで、内容を修正しております。続いて50ページ、6のケーススタディのケース1になりますが、こちらは軽微修正となっております。元々の条件では間伐等経営管理権で実施ができる状態になりましたので、間伐等経営管理権では実施できないから特例を使ったという形に修正しております。52ページ、ケース2のところでも同様のことがございましたので、同意が2分の1以下であって間伐等経営管理権を設定できないので特例を使いましたというような形にする予定でございます。続いて55ページから56ページにかけてケース3ということで、ケースを新作しております。こちらは間伐等経営管理権を活用する事例ということで、それぞれ所有者に郵便が届かない場合と、郵便が届いているが反応がない場合ということについても探索をせずに森林整備をする

いう事例を掲載しております。続いて71ページ、こちらは68ページから京都府綾部市の事例を紹介しているうちの最後のページになりますが、綾部市の事例では共有者不明森林と確知所有者不同意森林の特例措置を両方活用して、非常に長い探索をかけて実施いただいたところですが、今後、法改正で間伐等経営管理権が設置されますので、それを適用できた場合に、どれくらい省力化できるのかという観点から追記をしております。続いて75ページ、その他法制度の活用になりますが、こちらのリード文のところでもその他法令についても表現の修正をしております。続いて79ページ、こちらは認可地縁団体の不動産登記に係る登記の特例ということでご紹介をしているページになります。こちらは前回、石岡市さんの方で皆さんと一緒に勉強させていただいたところですが、その内容について大幅に追記しているところがございます。ページをめくっていただきまして、今の79ページから80、81ページまで内容を追記しているところがございます。そしてもう一枚おめくりいただきますと、82ページのところで、茨城県石岡市の事例を掲載しております。続いては84ページ、こちらは入会林野近代化法の最後に生産森林組合が認可地縁団体とはやや性質が異なるものだという旨を追記しております。続いて86ページ、87ページになりますが、こちらは民法で所在等不明共有者がいる場合についても変更・管理ができるという規定がありますが、少し分かりにくかったため、表現を修正しております。その他、概要には書いておりませんが、90ページ、91ページに本委員会の皆様について今年度より新たに河合様と村野様にご参加いただいておりますので追記をさせていただき、委員会の開催についても91ページの3、4、5に追加をしております。ガイドラインの変更に係る概要は以上でございます。

ここからは、こちらの概要の方で二重丸をしている部分から順に、詳細な説明をさせていただきつつ、時間を取って皆様からご意見をいただきたいと考えております。まずは一番上の二重丸9番の間伐等経営管理権ということで、32ページを開いていただけますでしょうか。こちら間伐等経営管理権（2分の1超の同意）ということで新作しております。まず一番上にポイントといたしまして、簡潔に制度の内容、保育や間伐（搬出を含む）の実施にあたり、森林所有者の2分の1超の同意で集積計画を作成できます。共有者のうち一部が不明でも探索する必要はありません。ということでポイントを書いております。その後、(1)から(6)までありますが、まず(1)のところでは概要といたしまして、間伐等経営管理権がどういったものかといった内容を書いております、34ページで所有権を有する者などについて、一つ項を立てております。これは少しややこしくなっております、間伐等経営管理権は全員の持分の2分の1超で良いわけではなくて、所有権を有する者と、もう1つ下のポツ、所有権を有する者以外の関係権利者の2つに属性が分かれておりまして、上の所有権を有する者については2分の1、下の所有権を有する者以外の関係権利者については、これは地上権であったりとか、抵当権であったりとか、地役権になりますが、こういった方々については全員同意が必要。2分の1にはなりません。

その他、下の図のところに所有権者とそれ以外の者ということで、書き分けをしております。赤の点線の部分があるかと思いますが、こちらが2分の1超同意適用範囲と書いておりました、所有権を有する者に分類される者ということになります。それ以外の部分の者が所有権を有しないが、その土地について関係している者ということになります。こちらについては品川委員から事前にご意見をいただいております、所有権を有する者以外の関係権利者について、全員同意を要するところがいかがかというコメントだったかと思いますが、ここについて少し触れていきたいと思っております。品川先生、こちらにつきましては、ご意見の趣旨、どのような整理が良いかなどお聞かせいただけますでしょうか。

品川委員

はい、品川です。これはもう法案として通過してしまったということで、今更私が何を言おうが全くどうしようもないということなのですね。その上でということで、どうしてこういう法律にしたのかなということが今一つ理解できないです。という、そういった趣旨で申し上げました。地上権、質権、使用借権を持っていらっしゃる人に関しては、全員同意が必要だと。そう考えた理由が釈然としないなということで、むしろそのように考えた理由を伺いたいです。

中野係長

中野と申します。今回の法改正の2分の1超同意は、民法の共有者の管理行為や変更行為、民法で管理行為であれば共有者の2分の1超の同意でできるが、処分行為だと共有者の全員の同意がないといけないという規定を参考にさせていただいて、それに準じるような形で森林経営管理法にも落とし込んだものでして、民法が共有の所有者の話なので、それに準じて森林経営管理法でも所有権を持つ者となっております、それ以外の関係権利者のところに関しては、なかなかまだそこまで踏み込めなかったというのが正直なところです。

品川委員

民法の共有規定のところ、共有持分の過半数の同意をもって管理行為をすることができるというときに、じゃあそこに乙区の権利を持っている者に対して、その同意を求めているかというのと、求めていないというのが民法の立て付けで、管理行為というのは、根本的に考えれば、そのものの性質を維持してより良く使いましょうという趣旨ですから、特に抵当権者等の同意を要しないという趣旨のものであったと認識しておりますので、今回も特に所有権を有する者以外の関係権利者の全員同意ということを求める必要はなかったかのように私は感じております。実際に森林の登記簿の乙区というのは、やたらと古い抵当権とか、抵当権10円とか、そういったものがついております、そこで同意を取れと言いますと、何か新しく法律を作った趣旨が没却されるといいますか、そういうふうにも感じられて、そこは強く疑問に思ったところでございます。

城室長

品川先生のご意見もごもっともだと思うのですが、経緯としては、もともと

経営管理法の方では、関係権利者全員を取る仕組みになっていますが、一方、民法の方では関係権利者の全員同意のようなことは前提とせず、所有権を有する者について、共有者の2分の1ならここまでできるという規定があったことを参考として、今回この形でまずは整理できたということです。今後、この規定をどんどん使っていただいて、その上でやっぱり抵当権やその他の権利の同意が重すぎて動かないという話があれば、それを積み重ねていって、検討させていただきたいと思います。

野村委員

確認まで、よろしいですか。いま、各種の権利について話題になりましたけど、抵当権には使用権はないので関係権利者以外ということで外れていて、関係権利者とは、地上権とか質権の話をされているということですよね。その上で、所有権については半分でもいいけど、地上権は全部必要というのが、それはどうなんだっていう、そういう趣旨は、品川先生がおっしゃった話はそのまま通用するのかなと思うところではありますけれど、一応その抵当権は外れているという確認をさせてください。

城室長

ご指摘の通り、抵当権を例に出したのは間違いで、地上権などです。また、補足ですが、32ページの、この間伐等経営管理権を設定できる要件は以下の3つです。のところで、共有林であることを①としているのですが、法律上、間伐等経営管理権の定義は②と③になっています。その上で、共有林において、この間伐等経営管理権を設定するときは、2分の1でいいですよという立て付けになっていますので、正確性に欠ける記述となっており、後で修正したいと思います。申し訳ありません。実際には共有林でしかこの用語を使う機会はないので、つい混同してしまいましたが、法律上は間伐と間伐材の販売等であって50年を超えないもの、下の図の記載が間伐等経営管理権の定義になっています。

植木委員長

今の箇所32ページですね。教えてほしいのですが、2分の1超で同意を得ればいいということですが、その2分の1超の根拠というのはどういうところからきたのか。2分の1超でいいのであれば、例えば他にも住所がわかっている、同意できる可能性がある人がもっといたとしても、2分の1超ギリギリで止めてしまうことも可能なのか。いや、そういうこともできる解釈になりますが、ちょっとその辺を教えてください。

中野係長

はい。そもそもなぜ森林経営管理法で2分の1としているかというのは、まさに民法を参考としているというか、そのまま持ってきたというところで、その民法で、共有の物の性質を変更しないような行為であれば、その共有者のうちの持分の半分を超える人の同意があればやってもいい。逆にその性質を変えてしまうようなことであれば、共有者全員の同意が必要という規定があって、それを森林に当てはめると、間伐であれば変更とまでは言えないのではないかと。

また、間伐材の搬出くらいまでであれば含んでもいいのではないかと考えたところですが。

植木委員長

感覚的には2分の1超であると、比較的緩いルールかなという感覚ですが、果たしてそれで後々トラブルにならないかというようなところも気になります。それから例えば、この後に確知不同意者への勧告が不要であるというようなところが37ページにあります。確知所有者不同意森林の特例との関係で、明確に拒んでいる人がいたとして、それを勧告しない。そうなりますと、別にあなたはかなり強く拒否しているけれども、いやいや、法律上は別にあなたに対してそこまで勧告する必要はないのだ、ということになる。そうすると、それこそ将来的に問題が起きることも可能性としてはあると思うのですが。

中野係長

そこはまさにおっしゃる通りだと思っております。確かに今回の法律改正で、法律上は同意が2分の1持分を少しでも超えればやって良いということになっていますが、実際はその地域地域、現場現場の状況があるだろうと思っております。例えばまさにご指摘のように、明確な反対者がいらっしゃるのにその人をあからさまに無視して連絡をしない、2分の1の持分を超えたからやっついんだというようなやり方は、後々その地域で非常にトラブルの種になるかと思っております。そこはこのガイドライン35ページの(3)不明者の探索について、というところの3ポツ目にも書いていますが、この明確な反対者がいるにも関わらず権利設定をすることは、少なくとも望ましくはないということで、そのような場合には、やはり丁寧に説明を行って理解醸成を図る、あるいは持分を買い取ってしまうというような対応を、現実としては優先していただくということかと思っております。ケースによっては、2分の1を少し超えるだけの同意でも、どうしてもやってしまった方が良いというようなケースもあるかとは思いますが、そういう道を今回開いたということではあるのですが、他方でこれまで通り全員同意を目指していただくのが望ましいような場面もあるだろうという考えもありまして、こういう記述をしております。

野村委員

そうですね。いま、おっしゃったとおりではあるんですけど、その上で、やっぱりこの対象となる行為が間伐等であるというところで、共有の場合、「管理行為」ってどこまでが管理行為なのかという議論は、その普通の土地の利用とかですね、あるいは物の利用については、その内容によって対立するようなこともあり得ると思うんですけど、それでもなお2分の1以上で管理は決めてよいということになっているわけです。そういったことを考えたときに、森林においてその保育や間伐をするということが、それほど意見がすごく対立することなのかとか、誰かにとっては得だけど、他の人にとっては損なことなのかとかですね。そういったことを考えたときに、やはり間伐までであれば、基本的にはその所有者にとって共通の利益を実現する方向の行為だからいいのではない

かと。全部伐採して売却するというような、そこまでいってしまったら、やはり過半数じゃ足りない。やはり内容面に着目して、こういうふうにレベル分けをしたというところなのかなと思うんです。なので、じゃあその間伐に反対する行為が説得性を帯びるような時とはどんな時なんだろうっていう、そこはもしかしたらないわけじゃないのかもしれないですけど、そのレベル感によって、このルールで差し支えないのかどうかというところが決まってくるんじゃないかと思います。あとは、実際に管理した時に、よっぽど変なことをすれば、それはこのルールとは別に、その善管注意義務違反とかですね、要するに何か損害賠償みたいな話は悪意を持って利用したような時にはあり得るのかもしれないんですけど、基本的にはみんなの利益のための管理行為という、積極的に同意はされてないけど、あなたもメリットあるんでしょっていう、そういう趣旨で分かれているのかなと思っております。

植木委員長 はい、ありがとうございます。よくわかりました。

品川委員 すみません。ちょっと先ほどの私の発言に戻させていただいて申し訳ないですけど、抵当権が外れているということで気がつきました。それで、立法の趣旨としては、抵当権というのは交換価値を把握する権利、それに対して、地上権、質権や賃借権というのは、使用価値を把握する権利であるというところで、分けられたのかなと、そう見えるし、そうなのだろうと思います。まず地上権、質権といったものは存続期間で消滅していく、賃借権や使用貸借も、貸主からの解約は容易だし、解約も管理権行使のうち、というのがまず一つあって、そこをちょっと記載した方が良かったかなと思いますのと、結局、使用貸借とか賃貸借とか、現に使っているかどうかと、地上権にしても、森林管理をするための地上権として、これが森林管理をされていれば、つまりこの地上権が機能していれば、そもそも森林管理法が入っていく必要はないわけですよ。権利者がこの権利を行使していないと、地上権者が森林経営していないと、使用貸借権者も森林経営していないと、ほったらかしてあると。だから森林経営管理法が入っていくわけですので、そういった前提状況を踏まえると、やはりここは同意が必要なかったかなというふうに思うところがございますので、今後ご検討いただけたらと思います。

大村係長 ありがとうございます。そちらについては、制度を進めていく中で、今後検討したいと思います。続いては、35ページといたしまして、先ほど植木委員長からご指摘がありましたが、不明者の探索というところで、明確な反対者がいるにも関わらず・・・というようなことが書かれた部分になりますが、前回検討委員会の中で議論をさせていただいた2分の1超同意を得るにあたって、その同意を得る者については任意に選択ができるという旨について書いております。そして3ポツ目のところで、ただし、明確な反対者がいる場合については、何

らかの努力をしましょうといったことを書いております。続いて 36 ページにまいりまして、実施可能な施業について、こちら皆様に意見照会させていただいた際には書いていなかったのですが、間伐と保育の範囲について新たに追記をしております。それと 2 ポツ目からですが、間伐等経営管理権における間伐では、搬出した材の販売のほか、間伐を行うにあたり付随する森林作業道、その他施設についても可能ということを書いております。そして、その他施設について、これは土場など一時的な使用をする施設ということを想定しており、林道などの恒久施設はここには含まれないということで、別途所有者と協議をすることが必要と追記をしております。こちらについても品川委員から林道の関係でご意見をいただいておりますので、趣旨とは外れるかもしれませんが、林道についてはできないということを追記しております。それではこの 35 ページから 37 ページ間伐等経営管理権の最後までですが、ご意見をいただければと思います。特にご意見は今のところは出ていませんが、品川委員、事前のご意見で、間伐等経営管理権でできる施業内容として、林道の施設も含まれるのであれば、そのように記載しておくべきだったと思いますといただいていたが、これは法令に書いておくべきだったという趣旨でしょうか。

品川委員                    いずれにせよ、森林関連の法律において、林道を作設することがどういう施業内容に含まれていくのか、業界内の方は当然・暗黙の合意でいらっしゃるけれども、外部者から見ると理解が容易ではないことではありますので、やはり基本的に森林法からメンションがあった方がいいのではないかという従前からの考えで申し上げました。という前提で、この森林経営管理法について、ガイドラインでこういう記載をしておく程度のことで、今回は処理することは適当かなとは考えております。森林作業道その他の施設の設置という、業界人であればわかるという内容で、これあれですよ、やはり一応作業許可を取る形の森林作業道ですよ。集材路とかではなくて。

城室長                      保安林であればですね。

品川委員                    保安林とかであれば、そういう種類のことで、例えば幅 4、5 メートルとか、そういうものが想定されるわけですよ。

城室長                      4、5 メートルまではいかないです。林道や林線道は恒久的施設なので、それぐらいの大きさになりますが、作業道は一時的施設として作るものですので、2、3 メートル程度です。

品川委員                    2、3 メートルですか。そのあたりは私の理解とか峻別というのが、追いついていないので、あまり今の時点でいろいろ申し上げても、皆さんを混乱させるだけというのもいけないとは思っておりますけれども、常々、林道とか森林作

業道を通す時に、そこの上の立木を伐採してしまうというところの権利性が語られないことは、私はずっと驚いて見ていましたので、これは要するに業界外の人みんなここにびっくりしてしまうと。これ外国法を見るとしっかり規定してありましたので、もしかしたら少し、林道関係規定というのはテコ入れをした方がいいのかなというふうに、しばらく感じているところがあるものですから、コメント申し上げました。

城室長

経営管理法全体として、一時的なものである作業道であれば、それは間伐など伐採に付随するものという整理をしていますので、間伐等経営管理権においてもあえて明示せず、通常の経営管理権と同じように付随する行為として含まれるということに整理しています。作業道敷の木を伐るのも、間伐率の範囲内となりますので、道だけを全体に作るという理屈で皆伐してしまうようなことはできないという運用となります。

大村係長

その他、間伐等経営管理権についてはいかがでしょうか。36 ページの間伐と保育のそれぞれの記載につきましては、全国森林計画および市町村森林整備計画に係る林野庁通知になりますが、それらでどういった施業が間伐に当てはまるのか、保育に当てはまるのかということをそれぞれ例示というような形になりますが、追記する形を取らせていただきました。こちらは検討委員会で、植木委員長と片山委員から何か具体的に示した方が市町村の方々も使いやすいのではないかというご意見をいただいて、追記をしたものになります。このような形でよろしいでしょうか。何かご意見等あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

植木委員長

一応これは森林経営計画制度から引っ張ってきたものですから、一般的にはそういうことになるのでしょうか。

大村係長

ありがとうございます。それでは、続いて39 ページ〔Q3〕ということで、道路沿いの立木が道路にかかっているので伐採したいというQ&Aに入っていきたいと思います。こちらは今年度第1回の富里市のケーススタディということで、道路沿いの木が道に大きく張り出してしまっていて、所有者不明だけれどそれを伐採するにはどうしたらいいのかというご相談があって、それに対する回答というような形になります。読み上げますと、道路沿いに立木がはみ出していて、道路や電線、今後の被害防止の観点から立木の伐採を行いたいと。そして伐採したい区域はごく一部で、面積は小さいが特例措置が活用可能かということで、特例措置が活用可能というQ&Aになっております。その他の方法といたしまして、所有者不明土地管理制度であったり、枝の切除のみであれば、民法の規定であったりとか、道路法の規定であるとか、そういったものが活用できるという書き方をしております。そして、4つ目のポツのところで、特例活

用にあたり裁定を要する場合がありますが、こちらは村野委員からご質問をいただいた内容を反映しているところになります。58 ページのエの基準を参考としてくださと書いてありまして、張り出している立木が広葉樹などの場合については、Cの基準を適用することが考えられます。と記載をしております。一度、58 ページに行っていただきますと、エ 所有者不明森林の特例における裁定の留意事項ということで、裁定にあたっての基準を書いています。ポツの三つ目、このうち「現に経営管理が行われていない」とは次の場合であるというように書き方がされていまして、A)、B)、C) とそれぞれ挙げている部分になります。正確には市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱している場合や、危険木が発生している場合など、適切な施業が実施されていない場合となっており、さらにA) からC) のいずれかに該当をすることとしております。富里市のケースでいきますと、道路に張り出した広葉樹ということがありましたので、A)、B) についてはどちらかという人工林を主眼とした書きぶりになっておりますが、C) については比較的どちらとも読めるようになっておりまして、A)、B) 以外の森林であって、枯死木、枯損木が発生しているなど、現状のままでは荒廃が進行すると見込まれる場合と記載を変更しております。この部分で枯死木、枯損木が発生している「など」と書いていますので、ここで広く読んでいただければと考えております。村野委員からいただいたご意見といたしまして、C) だけでは少し読みにくいという趣旨でよろしいでしょうか。この58 ページに追記するという方法もあつたのですが、A)、B)、C) などの文章は事務の手引から引用している関係で、内容自体は変えられませんので、申し訳ないのですが、39 ページの〔Q3〕の一番下のところで、C) の基準が適用することが考えられますということで、C) を広く使っていただければという趣旨で追記をしております。こちらについてはいかがでしょうか。ご質問の趣旨と、ご意見をお聞かせいただければと思います。

村野委員

58 ページのエの3ポツ目の赤く書いてあるところで、危険木が発生している場合などの他に、「A) からC) のいずれかに該当しており」という意味だと思ひまして、危険木があつても枯死木、枯損木がなければ該当しないというふうに読めるのかなと思つて、この意見をさせていただいて、危険木というのもC) に追加したらいかがでしょうかということ意見させてもらったが、Q&Aで追記をされているということで理解しました。

大村係長

ありがとうございます。確かにC) について枯死木、枯損木と危険木が必ずしもリンクしないように見えます。読みにくくなってしまい申し訳ないのですが、基本的には危険木が発生するのであれば、枯死木が発生しているような林分が多いだろうという前提で書いていますので、枯死木がない場合は、発生している場合「など」の部分で、読んでいただければと思つておりますし、都道府県、

市町村にもそのように運用いただければと考えております。それでは、次に行かせていただいてもよろしいでしょうか。続いては45ページ、〔Q17〕と〔Q18〕になります。まずは〔Q17〕ですが、これはもともとあった間で、表現を修正しています。元々は所有者不明森林の境界、その境界明確化をどのようにすればよいかという間だったのですが、境界の明確化よりも、境界が不明だが集積計画を作成して整備をしていけるかが重要だろうということで、少し文章を変えております。内容としましては、所有者不明森林については境界明確化をすることが困難であるが、集積計画を定めてよいかということで、1ポツ目としては、まず一般論として境界の明確化は現地の状況、林相や既存の図面の状況、森林整備の内容に応じて実施することで差し支えない。2つ目として、所有者不明森林と隣接林分と林相の違いが明らかな場合や、現地の境界と森林計画図の整備が取れている場合、地元で境界に関する係争等がない場合などは、必ずしも厳密な境界明確化を行う必要はない。3つ目として、一体的に合意形成が図られた森林ということで、外縁が明確で、中割りがわからないのですが、同じような一体的な整備をする場合について、例えば保育間伐をする場合ですと、境界を確定する必要が低いということで、外縁のみの明確化でも施業実施が可能ということで書いています。この1、2、3が主な説明になっておりまして、4つ目が所有者不明土地管理制度、5つ目に筆界特定制度によって筆界を明らかにすることで、それを正しい境界だろうと見做して施業界を決めることができるというような紹介をする構成にしております。連続しまして、〔Q18〕のところ、外縁は明確であるが、内部の境界が不明確、そういった場合に収益事業が可能かという問いにしております。こちらは前回大野市のケーススタディに出てきた事例をQ&Aに落とした形になります。まず1ポツ目といたしましては、前提として所有者不明ではなくて、所有者がもし判明している場合、隣接者と面積按分により支払うことなどを書いておくことによって分配が可能です。そして2ポツ目が論点になるかと思いますが、所有者不明の場合、所有者不明森林の特例の公告時に集積計画に同様の記載、隣接境界は不明だが、面積按分により支払う記載をしておくことによって、不明森林所有者のみなし同意が得られますので、今いる所有者も不明森林所有者もその面積按分ということに同意をしたということで、収益に伴う施業の実施や利益の分配が可能となるという記載をしております。3つ目のポツは、不明森林所有者に不利益になるような、不明森林所有者の土地の林分が明らかに良いのに面積で按分してしまうとか、そういったことがないように一定配慮が必要といった趣旨の記載をしております。これらについて、ご意見をいただければと思います。

片山委員

かが森林組合の片山です。こういう事例というのは本当に現実によくあるパターンかなと思って見ていました。特に〔Q18〕のところの、外縁は明確であるけれども内部の境界がなかなか決めきれないところもよくございます。その中で、所有者さんがわかっている分については、皆さんと按分してやりますよと

いう同意が得られるかと思しますので、そのやり方でいけると思いますが、所有者不明の方がおられたところに関して、ここは多分その同意というのは、本人さんから得られないということになってきた時に、その不明者のところで面積按分して利益が出たというところに関して、その辺の処分の仕方はどうすればいいのかなというところを思っていましたけど。例えばさっき品川委員が供託と言いましたが、やはりそうですよね。その辺も書いておくべきことかなと気になりました。

大村係長                    ありがとうございます。その旨をここに追記するようにします。実際にその不明共有者がいる場合は、収益事業を避けるような施業をするのが多いですか。

片山委員                    はい。どうしてもね、全体として収益を得られるという話になれば、やはりそこだけ不明者がいるからといって抜いてしまうというわけにはなかなかいかないので実際はやるんですけども、多分境界がわからないなりに、この分抜いて按分をするというような、ちょっと安全面を見てね、按分するみたいな、そんな格好でやっているかなという感じはしますね。なかなか不明者がおるところでやるのは、その供託のやり方ということをはっきり我々も理解すれば、多分供託のやり方でやっていくというのが一番いいという気はしているんですけど。

河合委員                    実はうちの方もこういった例に取り組もうとしているところで、まさにその集積計画にどうやって配分を書こうかなというところがこれから出てくるころだと思いますけども。結局どうやって配分するのかというのを、その関係する人の中で合意を得られたからじゃないと作れないということですね。その面もありますし、市町村の担当がどういうふうに記載したらいいのかというのは、なかなか思いつかないところもあるだろうなと思いました。今ちょっと思ったんですけども、例えばいくつか書き方の例として、そういったものをもう少しパターンを2つ3つ挙げられると大変ありがたいと思いましたので、できればよろしくをお願いします。

大村係長                    ご意見ありがとうございます。何らかの形で具体的な案文をお示しできればと思います。パターンを2つ3つというと、面積按分以外にも他の書き方というようなイメージでしょうか。

河合委員                    はい。そうですね。最終的には按分されるのかもしれないですけども、その例えばその中の代表者に一旦すべて渡して、あとは自分たちで按分する、分けるというようなことも考えられると思いますし、その面積を按分するにしても、何によって按分するかというところ。その辺は同じかもしれませんが、森林簿面積なのか登記簿面積なのか、結構その辺皆さん気にされるところなので。

中には登記簿面積は随分アテにならない、違うとよくなりますので、森林簿も同じですけど。具体的にこういうふうにとというのは、今は頭の中にもありませんけれども、そういうのがあると市町村の担当にとっては優しいかなと思います。

大村係長                   ご意見ありがとうございます。登記簿面積による按分とだけ書いてしまうと、それに引っぱられてしまう可能性もありますので、そのあたりは気をつけたいと思います。また、先ほどおっしゃられた共有者の代表者に渡して、そこから分配するという方法については、標準的なものなので特に共通事項には追記は必要ないかと思いますが。

河合委員                   今の代表者というのは、共有の人の共有の森林についての代表者に渡すということですよ。だから、その区域の中のAさん、Bさん、Cさんで、もう一つ共有の山があるというところで、そのAさん、Bさん、Cさんは共有じゃない個人の山とした時に、そのひっくるめた団地の誰か代表者を決めて、そこに全部渡すというような方法も考えられないことはないだろうなというところですので。それと今の共有の代表に渡すというのは、そういう意味ではやはり違うんですよ。

片山委員                   我々がやっている集団間伐の方はそうやっていますね。誰か代表者に渡す場合もありますよね。ただ、今の場合、管理制度だとそれでいいのかなという、特に役場が関わるのでいいのかなと。そういう気がしますね。

大村係長                   それは筆が分かれてしまっているけど、それを取りまとめてくれるような人に。

片山委員                   そうです。かが森林組合の場合は、林産組合長制度をとってまして、その集落全体をまとめてくれる集落の林業関係の代表者みたいな方を入れるんですよ。その方に渡してしまうという、そういうパターンもありますね。

大村係長                   ありがとうございます。失礼いたしました。筆が分かれているが取りまとめてくれる代表者のような方がいらっしゃる場合に活用できるような、林業の慣習的にはそちらの方が楽かと思いますので、そこを上手くできるような書き方の例をお示しできればと思います。

片山委員                   経営管理制度としてはちょっと難しいかなという気がします。

品川委員                   そこは要するに集積計画になんて書いておくかの文言のことですよ。例えば、隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、支払い時に面積按分を中心として支払い案を作成し、何か月以内に関係者の合意が取れな

い場合には供託するとか、あるいは関係者が定めた代表者に一括して振り込み交付するとか、そういうやり方でいいのかなと思います。ゴールを決めておかないと、相手方にゴネ得と思われては困りますので。

大村係長 ありがとうございます。それでは、ここの境界関係については以上とさせていただきます。ちょうど時間的にも区切りが良いところですので、ここで15分ほど休憩にしたいと思います。再開は4時25分からとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局 それではお時間になりましたので委員会を再開いたします。引き続きガイドラインの改訂についてご議論いただきます。大村係長よろしく願いします。

大村係長 それでは、引き続き進めてまいります。二重丸の部分が79ページからになりますので、こちらをご覧くださいと思います。79ページから80、81ページにかけて、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について大幅に追記しています。主に、ア、イ、ウの制度の経緯というところについて追記しております。前回、茨城県の石岡市でご議論をいただいた際に、野村先生からもこの制度についてご教授いただきまして、その内容を中心に追記しております。制度の趣旨としましては、古くから集落有林として管理されてきた森林の中には、任意の地縁団体として登記ができなかったのも、やむを得ず代表者や構成員の個人名義で登記されたケースがあると。そこについて相続登記がされていないなどで相続人の所在が不明となる場合が散見されるようになってきたというところで、全員同意が困難となり、認可地縁団体への所有権移転が進まないというところがあったと。そして、こういった問題を解決するための特例が設置されたということであって、本来、集落が持つ権利が代替として個人名義となっているに過ぎないので所有権を移転するというより、むしろ本来の所有者に戻すというようなイメージとして、このような制度が成り立っているという説明を追記しております。続きまして、ページをおめくりいただきまして、80ページになりますが、こちらのオの登記の特例の適用を受けるための要件というところを（ア）（イ）（ウ）（エ）と、追記しております。それぞれ必要な書類を書かせていただいている形になります。次のカの部分で活用に当たっての留意事項ということで、メリットや、その他留意事項について追記しています。そのあと続きまして、もう1ページおめくりいただきますと、82ページのところで、石岡市における活用事例を掲載しております。まだ調整中ですが、おおむねこういった内容で記載できればと思います。前回、現地や担当者とのお話の中で、もっとこういったことを書いた方が良いなどがあれば、ご意見いただければ追記したいと思います。こちらは79ページから82ページまでを通しまして、皆様からご意見をいただければと思います。まずは野村委員から81ページのカの2ポツ目、構成員が地区外に出ているなどの部分について、野村

委員から事前意見をいただいておりますが、コメントをいただけますでしょうか。

#### 野村委員

私も少し調べていたのですが、ちょっと調べきれていないところがあります。まず一つは、この制度が導入されたころの議論と実際の運用というところですが、もう一度おさらいすると、認可地縁団体の制度というのは、平成の初期に作られて、要すれば、認可地縁団体に法人格を与えて、土地を所有できるという制度が作られたわけですが、それだけだと、認可地縁団体が実際に登記を受ける手続が大変だというような話になりました。特に東日本大震災で高台移転をしたいというときに、山林や墓地に多いのですが、多数の個人の共有名義とかになっていて、実質としてはみんなが共同で管理している土地があって、森林にもそういうものがあるわけなのです。そういう土地について、さらに相続等が生じていて大変である。ですが、もともと、個人が何分の1の権利を持っているというよりは、全体で使っている土地で、便宜上、個人名義、あるいは多数共有名義、その他になっているけれども、本来は昔からその地縁団体が持っていた土地について、権利をとにかく地縁団体名義にして、それにより、土地の権利を移転したり、その当時は林業をそのまま続けていくためというよりは、復興事業のために、直接買い取ることが難しい中で、地縁団体を經由することで取得が容易になるのではないかというような、そういう背景、立法事実があった。というところが事実であると思います。そのときに、登記を移すということは、やはり非常に重い意味合いがあるところで、この件については市町村長が責任を持って、この土地はこの認可地縁団体が所有していた土地ですという証明書を発行することによって、法務局では登記を受け付ける。あくまでも登記というのは公示であって、登記が移ったから権利が移るというものではないので、そこはその市町村長の責任で登記を移していいということを書いてくれるのです。このような制度としてつくられたところであります。それで、私になぜ81ページのカの「特例を活用できないケース」にちょっと待ってくださいと言ったかということ、「特例を活用できないケースとして、構成員が地区外に出ている、構成員を制限したい、団体の活動実績がないなどが想定されます。」というところなのですが、「構成員が地区外に出ている」というところですが、どのくらい厳密なのかなというところに、若干、私の中で特定できていない部分があります。少なくとも経緯でいうと、東日本大震災のときは津波でみんなが家を流されて避難していたり、転居したり、ほかの土地で再建したりということがあつた中で、当然そういう人の中にも権利者の一部がいたという中で、それでも認可地縁団体をその段階でつくって利用したという経緯もあります。ですから、そこはただ現住所がそこになければいけないという意味合いではなくて、もともとその土地にいたとか、そうは言っても、そのときは避難みたいな話であれば一時的にという言い方もできたかと思っておりますけれども、引き続きその土地とのかかわりを持っている人達というよう

な、そういう便宜的な説明も少しあったかもしれませんが。いずれにせよ、全構成員がその時点で現住所をそこに住民票を置いているとか、そこまでの厳密さは要求していなかったと思うんです。例えばですけど、それは現代でも普通に起こり得ることで、今までそこにおばあちゃんが住んでいて、おばあちゃん名義だったけれども、最近亡くなって相続人が外にいますというときに、じゃあこの土地、山林が制度の適用ができないものになってしまったのかというと、別にそこを厳格に考える必要もないのではないかというのが私の感覚で、多分そのときも相続人である子供が東京にいますと。生まれたのはその土地で、実家でおばあちゃんが亡くなったけれども、その地域に対しては一定の責任があるから、その元出身者としてかかわりますというようなつながりがある場合に、完全に制度からはじかれてしまって、地縁団体からも即脱退しなければいけなくて、そしてそれによってこの制度が使えなくなる、そういうふうにしなくてもいいのではないかというところが私のひっかかりであります。もっといえば、多数の人がいる場合にすぐそういうことは起こると思うんです。今これをもし使おうとすると、現在そこに住んでいるという要件がすごくマストであるとすると、この運用が適用できるケースがかなり限定されるのではないかと、そこで少し気がなりました。認可地縁団体について、現在住んでいなくても構わないと、どこかに書いていないかと思って調べてみたんですけども、なかなかそこは出てこないのですけれども、逆に、誰か一人でも引っ越したらもう即アウトですと書いてあるものもないように思っています。この認可地縁団体の認可は自治体の長がすることになっていて、各自自治体でどう運用しているかといえば、厳しくやっているところもあるかもしれないですよ。例えば、住民票を出させるまではやっていないかもしれないけれども、名簿は少なくとも出させていると思うんですけれども、そこに書いてある住所をどう判断しているのかとか。なので、ここでのメッセージの出し方は大事だと思っていて、相続人が外にいても差し支えないとはっきり書くのは書きづらいということはあるかもしれないのですけれども、地区外に出たらアウトですよというメッセージもできれば書いてほしくないなど。つまり、このガイドラインが、「一人でも地区外に出たら認可地縁団体の許可ができない」ことの根拠として引用されるような事態は避けた方がよいのではないかという感触はあります。

品川委員

今ご指摘の点について、最近一部で有名な入会林野と所有者不明土地問題という岩波書店の本がありますけど、こちらをよく読ませていただいてわかったことは、それぞれの部落の入会のルールとして離村失権を認めている部落と認めていない部落と両方があって、それはそれぞれの成り立ちに従うことになる、こういう解説がございました。それはともかく、野村先生がおっしゃったとおり、ここでどういうメッセージを出すかというのが非常に大事だということで、いま林野庁がここで何を書か。林野庁は別に認可地縁団体を進める立場でも

抑える立場でもどちらでもないですが、林地の集約化を進めるという意味では、やはり使えるところは使っていきたいと思いますということを強いメッセージを出した方がいいわけですね。前回の石岡市の後で、幾つかの自治体のホームページを確認したところ、例えば宇都宮市なんかをみても、あたかも非常に簡単にできるがごとく提出書類とか手続の案内がなされていて、どうやら横並びで、どの自治体もその調子で説明がなされているということは、そういった方針を誰が出しているのかわかりませんが、総務省が出しているのかもしれませんが、林野庁としてはそこに乗って、細かいことは書かず、その地域で確かにここは昔入会だったんですよと、私たちが構成員でしたよと手を挙げてくれる人が集まるならばチャレンジすべき制度であって、そのようにして土地の活用、森林の活用を進めていくツールとして位置づけると、そういう積極的なメッセージ性を持って良いのかなと思いました。いずれにせよ司法がかたくなに徹底した相続人の探索を求めて、そこから揺らがないがゆえに、このような傍論的な制度や手続ができ上がり、更にそれがどんどん膨らんでいくというのは、本当に司法の不徳の致すところで、そのような趣旨でございますので、ここは余り難しいことを書かないで積極活用をしてみましよう。だめだったらだめでいいじゃないですかと市町村さんが応援してくれるみたいですから、ぜひ皆さんチャレンジしてくださいという書き方でよろしいのかなというふうに思いました。

野村委員

追加でよろしいでしょうか。品川先生ありがとうございました。私、ちょっと勉強不足のところもあるんですけども、認可地縁団体の制度ってその市町村次第の制度なんですよ。山野目先生の本とかを読んでも、認可地縁団体というのは首長、市長等の認可のみによって成立するというようなことが強調されていたり、そして79ページで書いていただいています、市町村のみの手続きで完結する特例。これ表現が正しいのかなと少し思ったのですが、でも、これで良いと思うんですよ。認可地縁団体の設立は市町村のみでできるし、この特例も市町村で完結するんです。実際に最後に証明書を出して登記されるわけなので。むしろこれでいいのかなと私は思いました。市町村次第なんですよというところがすごくポイントで、やろうと思えばできるんですよということを、市町村の人がそう思わないと。いや、でもこれ心配だなとなるとあつという間に止まる。止める理由は幾らでもある。そういう仕組みなので、本当にこの制度はいかに市町村にこういう制度があつて、これは小難しく考えるためじゃなくて、現実に困っているものを解決するための特例としてわざわざ導入されたものなのだから、なるべく活用しましょう。というところをやはり伝えていきたいですよ。是非アクセルになるような表現をしていただきたいなと思います。

大村係長

野村先生、品川先生ご意見ありがとうございました。おっしゃる通りかと思いますが、私達も取組を止めたいという思いは全くございませんので、市町村の方々

の後押しになるような書きぶりを変えていきたいと思っております。ありがとうございます。それでは、認可地縁団体の不動産登記の特例については以上とさせていただきます。82 ページにも活用事例がございまして、こちら問題ないという認識でよろしいでしょうか。それでは続きまして、もう一度概要を見ていただきますと、二重丸の部分が6つあったのですが、その部分については皆様にご議論をいただきまして、一つ整理がついたと考えておりますが、続いて丸の部分についても触れていければと思います。まずは2ページになりまして、こちら委員会の進め方にも関わる部分のため、少し時間を取りたいと思っております。本会議の目的といたしまして、今までは森林経営管理制度を中心にして、その他法令という位置づけでしたが、その他法令の部分についてももう少し重要性を上げるような記載にしておりますが、問題ございませんでしょうか。問題ないようですので、続いては丸の二つ目、31 ページです。こちらは供託のページになっておりまして、共有者不明、確知不同意、間伐等経営管理権のそれぞれについて供託の記述を追記しております。こちら法務省との協議を今進めているところですので、その整理がついてからさらに追記をしたいと思っております。続いては38 ページ、こちらの具体的な活用場面における検討のポツ4つ目のただし書き以降になりますが、所有者不明森林の特例と確知不同意森林の特例については、裁定が必要になりますが、この「現に経営管理が行われていない」という基準について、この点に合致しているか、あらかじめ裁定を行う都道府県の担当部局との調整を図っておくことが望ましい、と追記しております。1つ上のポツなどを見ますと、公益的機能の発揮はもちろんのこと、木材生産を目的とする場合でも特例活用可能といった、特例の利用を促進している部分があり、これはもちろん正しいのですが、裁定で「現に経営管理が行われていない」というところも、やはり重要であり、木材生産などと相反する部分もありますので、そこも一つご注意くださいというニュアンスで書いております。これについては書くべきではないなども含めてご意見等ございますでしょうか。それでは次に参りまして、46 ページの〔Q19〕です。一番上、供託をした後に不明森林所有者が現れた際、どのような対応が必要かということで、供託が便利で楽という趣旨を伝えられればと思い作成しましたが、少々長くなっております。要するに、お伝えしたいことは3つ目のポツ、供託をした金銭については、市町村等が供託をした時点で支払い義務を履行しているの、不明森林所有者が現れたとしても、その人が自ら供託所にて手続を行う必要があるということで、供託者自身は一切手続が不要ということ記載しております。その他ポツ1では、不明森林所有者が現れた場合、市町村は当該森林所有者から証明書類の提出を受けて、当該森林の所有者であることを確認したあとに定められた集積計画の取扱いについて協議をするということに記載しております。これは供託からやや外れるのですが、不明森林所有者が現れた場合にどういった対応が必要かという内容について手引にも書いておりますので、記載しております。ポツ2では供託した金銭があるという旨を、その現れた森林所有者に伝える必要がある

という内容を書いております。そして、4つ目のポツとしては、供託にあたってはなぜこの金額になったのかという説明は不明森林所有者から問われる可能性があるかという想定で、経費の算定方法などについては、配分計画をしている場合については事業者、そうでない場合については市町村がそれぞれ説明する責任があるのかということで、4つ目のポツを書いております。そのため、積算の根拠資料などを供託金が消滅するまで持つておくことが望ましいというような記載しております。これについてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

品川委員

これは便利で良いという趣旨が伝わったかどうかというと、文章量を3分の1にされたらと思います。不明森林所有者が現れた場合には、集積計画について写しを差し上げて、収益の算定根拠についてペラ1枚の表でも差し上げて、あとは供託所に行ってくださいねと、そんな感じに押さえておかれたらと思います。

野村委員

簡潔にしていればと思うのですが、この文章を使うとすると、3ポツ目なのですが、供託した時点で支払い義務を履行しているためというところを、履行「済み」であるためというような書き方にしておくといいかないかと思いました。

大村係長

ご意見ありがとうございます。その他のご意見はよろしいでしょうか。それでは続きまして1ページおめくりいただきまして、48ページの〔Q24〕表題部所有者不明森林の扱いの部分になります。こちらは今までの表記を適正化して部分になりますが、登記簿を確認したところ表題部の記載しかなく、権利部の記載がない。さらに表題部の所有者の氏名はあるが、住所の記載がない。いわゆる表題部所有者不明の状況。このような場合に特例を活用して良いかということで、表題部所有者不明の森林は、住民票や戸籍謄本の取得が困難であるため、所有者不明森林として扱って差し支えありません。というのが原文としてありまして、メッセージとしては非常に良いと思うのですが、他の占有者等の情報についての探索はいずれにしても必要であるため、そこは外すわけにはいかないかと思い、追記をしております。2つ目のポツとしましては、法務省で表題部所有者不明土地の登記を整理する事業がありますが、その事業を利用しなくても問題ないという内容を書いております。これは実際に事例がありましたので、追記をしております。3つ目は、これも事例があったところですが、表題部所有者は不明ですが、占有者がおられて、その者の情報から所有者とおぼしき者が見つかったという場合に、その者から集積計画の同意を得る必要があれば、その者から自らが森林所有者であることを証明してもらう必要がありますと追記しております。ただし、登記簿の表題部所有者が不明であるため、戸籍を請求しても登記簿に繋がることがないので、所有者として確実に認識する

ためには、法務局において所有権保存登記などをしてで、登記に反映する必要があるという書き方をしております。これを書いた趣旨としましては、実際の事例で、表題部所有者が不明なので、表題部所有者不明の特例を使おうという話になったのですが、占有者の情報からある所有者が見つかったという話がありました。その人は所有者と見られましたが、現在の登記簿は表題部所有者不明のため、その人の戸籍などを探索しても繋がる先がないという状況になり、本当に権利があるのか整理がつかない所有者がいるので特例も利用できないし、その所有者に許可を取って施業を実施しても良いのかもわからないという、中途半端な状態で止まってしまったという事例がありました。そういった場合には、やはり登記簿上で一定の整理がつかないと進められないという認識をしたのですが、その認識で良いのかということも含めまして、ここに書いております。ご意見をいただきたく思います。

野村委員

表題部所有者不明森林のQ24 について、「他の占有者等の情報から所有者と思しき者が見つかった場合」というシチュエーションの記載は少しわかりにくいので、その場面で対応が止まってしまうようにしておく必要があると思います。「所有者であることを証明してもらう必要があります」というところまではよいと思いますが、その人が証明できなかつたらどうなんだ、というところでは、私が権利者です、と言いに来た人がいたら、それで止まるというわけではなくて、不動産の世界では、それを言うためには、権利者として登記されていなければ言えないよね、ということになると思うんです。権利を主張するならば、その人は、登記上、権利を明確にする必要がありますが、その間、他の関係者は、待ってなければいけないのかということ、通常は待つ必要がない。世の中の他の取引であれば、「自分がこの土地に権利があるんです」という人が出てきただけで、何か止めなければいけないかということ、そういう仕組みにはなっていません。難しいですけど、登記上に表れない権利者が出てきた時に、どういう意味で権利があるのかということがある程度明確なら、止めるべきケースもあるかと思うんです。しかし、現在の記載だけだと、権利主張する人がいたら一律止めるみたいに受け止められてしまったら、ミスリーディングとなるかもしれないと感じました。

品川委員

森林経営管理法の手続きとしては、確知所有者か所有者不明の二者択一なわけで、日本の法律はもちろん、登記は対抗要件にすぎず、所有権は実質的に判断するとはいえ、そこはやはり役所の手続きでございますので、役所が確知所有者であると認めるハードルというのは、やはり一定のレベル以上のものでなければなりません。通常はやはり登記がなければなりません。そうすると、あとは私が所有者ですと名乗り出た人が実際いらっしやったときに、じゃあここは確知所有者と言えるほどにはあなたの所有権は明確ではないですから、一応所有者不明土地ということで森林整備をさせていただきますよということで進めて、

なんら差し支えはないかと思いますね。そこで所有者と名乗る方に異議があるということであっても、その人は確知所有者と言えないわけですから、異議も言えないわけですよ。そういうことかなと思いますので、あまり悩まないで、確知所有者と言えなければ、所有者不明で公告した方が話は早いですよということかと思います。

城室長                   そうすると、この書きぶりとしては、証明をしてもらう必要があります。で終わるのですかね。

品川委員               その方は何らかのお手持ちの資料によって自分が所有者であると主張されている、それを林野庁が、登記以外の資料によって、確かにこれは確知所有者といえるねと認知する場合もなくはないかもしれませんので。

品川委員               そういう場合には、確知所有者を使ってよろしいのかなと思います。書きぶりとしてはもっとシンプルで、確知所有者と認定出来るべきでなければ、所有者不明土地として公告されることが手続き上も簡便、簡明でありますとか、そういった書きぶりかなと思います。

野村委員               もう一点ですけども、今日のお話で理解はしたんですけども、この占有者等の情報っていうのが、15 ページですね。あるいは 9 ページということですよ。その頭があるから、そこまで行くと占有者等の情報ということになるんですけど、ここの Q & A をここだけ読んだ人が、「占有者等の情報」って何だっけ、と思うのではないかとちょっと思いました。

城室長                   この図に 14 ページ参照と記入します。

野村委員               そうですね。そのくらいの対応で良いと思います。

大村係長               ご意見ありがとうございます。それでは次に進めたいと思いますが、55 ページになります。こちらケースの 3、間伐等経営管理権によって権利を設定するイメージということで、その内容に触れたいと思います。間伐等経営管理権を設定するというので、ア森林の状況ですが、比較的整備された集落有林で林道からほど近い場所で、ヒノキの 60 年生の人工林で搬出間伐による収入が期待できると。周辺には経営計画が立っていて、整備が進められているが、真ん中については一部共有者が県外に出ている、連絡がつかないので手がついていなかったと。そして、所有者や地元林業事業者から要望があったために、町としては配分計画を作成して、作業道を入れて搬出間伐を実施するというケースを作成しました。この所有者探索の経緯としては、次のページになりますが、図のところで、登記名義人が 5 人。そのうち 3 人が地元、2 人が県外という想定に

しております。2人の県外について、1人は簡易書留で意向調査票を送付したが、宛先不明。もう1人は意向調査票が到達しているが、返事がない。5人中3人の同意が取れているので、間伐等経営管理権の設定が可能ということで、残る2人については県外ということもありますので、探索や勧告等を行わずに集積計画の作成を行ったと。続いてウのポイントとしては、町はその宛先不明者について公的書類をもとに探索を行っておらず、また返信がなかった所有者に対して意思の確認を行っていないが、設定することは適当である。そして、2つ目のポツとして、当該森林は集落有林であって、管理する地縁団体において、収入はすべて本団体に帰属し、これを構成員に分配しない旨の規約が定められていた。そのため、搬出間伐によって生じた利益は全額地縁団体に支払われ、支払いにあたって県外の2人については接触しなかったとしています。3つ目としまして、逆に地縁団体において構成員に分配するという規約を設定している場合などであれば、県外2人のうち返事がなかった者については支払いにかかる通知をする必要がある。また、宛先不明であった者については、地縁団体において留保をしておく、もしくは供託することが想定されるという形にしております。想定で作ったケースですので、不自然な点や、もっとこうした方がよいという点があれば、ご意見をいただきたいと思います。

事務局

村野委員をお願いします。

村野委員

このケースですと一応2人の方については、1人は不明で、もう1人は到達しているということですが、表現としては共有者不明森林ということでしょうか。

大村係長

申し訳ありません。この図の共有者不明森林という表現が適切でないので、修正いたします。ご指摘ありがとうございます。続いて最後になりますが、71ページになります。こちらは68ページから京都府綾部市で特例を2件活用していただいたという事例になっております。その最後の部分に書き足しておりました、イフのストーリーになりますが、間伐等経営管理権がもし使用できていたらということで追記しております。1ポツ目としては、今事例は改正前であったため、特例を活用して進められたのですが、今後同様の事例がある場合は、間伐等経営管理権が設定できるため手続を削減できるとしています。2ポツ目になりますが、ここから少し段階を分けていまして、登記名義人25人がいらっしゃって、その25人全員について探索をされておられますが、2分の1超の同意が得られれば良いこととなりますので、見つかる見込みのありそうな過半数13名程度のみを探索するという方法もあります。3ポツ目として、次の段階に進んだ後に2分の1を使うとすると、実際にこの後に25名を探索され、結果としては148名の法定相続人が見つかったのですが、持分が均等であると仮定すると、1回目の計画書案送付で110名同意がされておりますので、この時点で

2分の1を超えており、間伐等経営管理権の設定が可能となります。従って、4ポツ目として共有者不明森林の特例、確知所有者不同意森林の特例。非常に両方とも手続が重いですが、いずれも活用することなく権利設定、森林整備ができます、改正法では非常に簡易な手続でできますよとアピールしています。この部分についてご意見あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 野村委員お願いいたします。

野村委員 内容は正しく書いていると思うのですが、頭数の話なのか、持ち分の話なのか、少し分かりにくくなっていて、この2ポツ目は良いとして、3ポツ目なのですが、前のページ69ページに、148名のうち110名から同意が得られた時点でみたいなことを書いて、その時点で110名の持ち分の合計が2分の1を超えていたならば、その設定が可能です。みたいな、そういうような書き方にしたら良いのではないかなと思います。均等であると仮定するというのはあまりいらなくて、同意が来た人の合計が過半数を超えていたら良いのではないかなというような書き方にしたらいかがでしょうか。

大村係長 ありがとうございます。そのように修正いたします。それでは、本日ご議論いただきたい内容は全て終了しましたが、全体を通してご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは一旦お返します。

事務局 ありがとうございます。本日の議事については以上となります。ここで来年度の検討委員会につきまして、大村係長よりご連絡がございます。

大村係長 本日は活発なご議論ありがとうございました。大変助かりました。本委員会ですが、令和6年度から令和8年度の3か年で実施を予定しておりまして、経営管理制度を含めた所有者不明森林の各種法制度の活用にかかる議論、整理をこの3年間でやることとしています。今年がその2年目、来年度は最終年度となりますので、ガイドライン上においてその他法制度についても、一定整理ができればと考えております。また、来年度になりますが、これまでご議論いただいた内容を踏まえて、整理の方向をお示しできればと考えております。

事務局 ありがとうございます。そうしましたら、最後に林野庁森林利用課の城室長から一言申し上げます。

城室長 本日も我々の分からないところも含めて、多くの貴重なご意見をいただきありがとうございます。この委員会としては、大村がご説明したとおり、また来年も含めてお世話になるところでございます。森林経営管理法の改正に伴う通

知や手引きについても現在直しております、前回の様々なご意見も反映した上で、一旦1月30日付で改正しています。また他省庁との調整や、このガイドラインに係るご議論も踏まえて、もう少し必要なところを直しまして、3月の末に、4月施行に向けてきちんとした通知と手引きとして出したいと思っておりますので、その時にはまたご提供させていただきたいと思っております。そこも含めて、様々なご意見をいただいて、本当に感謝申し上げます。本年度のこの委員会はこれで終了ということですが、経営管理制度の運用は引き続きまだまだ続いておりますし、来年4月から、改めてより使いやすい制度として、我々も都道府県さんや市町村さんに対して、一生懸命指導や助言、お手伝いをしていきたいと思っておりますので、引き続き皆様のご協力もよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

事務局

城室長ありがとうございました。本日は各委員の皆様、大変貴重なコメントをいただきましてありがとうございます。今後の議論・論点整理、ガイドラインの改訂等に向けて、本日の議論も踏まえ、今後、林野庁内部でも検討・修正していくことになろうかと思っております。それでは皆様、本日はお疲れ様でございました。ありがとうございます。